

新規登録チェックリスト

事務所名	
担当者名	
連絡先 (tel/fax/e-mail など)	

*正副 2 部提出 《副本は印も含め白黒コピーで可》

■ 個人事務所	
①登録申請書 第五号書式(第二十条関係) (第一面)	
②払込受領書	<p>【正本】原本を添付 ①申請書(第一面)裏面に添付</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>【副本】添付不要</p>
③所属建築士名簿 (第二面)	管理建築士を含む所属建築士全員
④略歴書(申請者) 添付書類(ロ)	<p>最終学歴の記入</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>最終学歴～現在までの勤務先の記入</p>
⑤略歴書(管理建築士) 添付書類(ロ) 【※申請者と管理建築士が 同一の場合は④のみで可】	<p>最終学歴の記入</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>最終学歴～現在までの勤務先の記入</p>
⑥誓約書 添付書類(ハ)	
⑦建築士事務所装備状況一覧 添付書類(ニ)	
⑧建築士事務所装備状況写真 添付書類(ホ)	建築士法第 24 条の 5 による標識の提示位置を写真に記載
⑨管理建築士の建築士免許証の写し	<p>建築士免許証明書の写し可</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>原本提示又は本人の原本証明</p>
⑩管理建築士講習修了証の写し	管理建築士講習(24 条の 2 に定める講習)修了証の添付
⑪建築士定期講習修了証の写し	<p>管理建築士を含む所属建築士全員分</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>※未受講の場合は受講する旨の誓約書(任意書式)添付</p>
⑫返信用封筒(副本返送用)	宛先記入、切手貼付

正	副
---	---

- 一級
- 二級
- 木造

建築士事務所登録申請書

[記入注意]

- ※印欄は、記入しないでください。
- のある欄は、該当する□の中に✓印を付けてください。
- 現登録年月日及び登録番号欄は、更新の登録を受けようとする場合に記入して下さい。

※ 手 数 料 欄			
令和	年	月	日
			手数料納入済
一級		17,000 円	
二級・木造		12,000 円	

一級
二級
木造 建築士事務所の登録を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は事実と相違ありません。

令和 年 月 日

登録申請者氏名

長野県知事指定事務所登録機関 (法人の場合 法人の名称及び代表者の氏名)

一般社団法人 長野県建築士事務所協会会長 殿

建築士事務所	ふりがな			
	名 称			
	所 在 地	〒		
	事務所の別	<input type="checkbox"/> 一級建築士事務所	<input type="checkbox"/> 二級建築士事務所	<input type="checkbox"/> 木造建築士事務所
	電 話	F A X		

登録申請者	個人であるとき	ふりがな			
		氏 名	建築士の資格	<input type="checkbox"/> 一級建築士 <input type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 木造建築士 <input type="checkbox"/> な し	
		住 所	〒		
	法人であるとき	ふりがな			
		名 称			
		所 在 地	〒	決算月 月	

管理する建築士事務所を	ふりがな		
	氏 名	登録番号	第 号
	一級建築士、 二級建築士または 木造建築士の別	<input type="checkbox"/> 一級建築士 <input type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 木造建築士	登録を受けた都道府県名 (二級・木造建築士の場合)
	管理建築士講習を 修了した年月日	平成・令和 年 月 日	講習修了証番号

現 登 録 年 月 日 及 び 登 録 番 号	令和 年 月 日 長野県知事登録 () 第 号	※ 審 査
新 更 規 更 新 □ □	※登録年月日 及び登録番号 令和 年 月 日 長野県知事登録 () 第 号	

所 属 建 築 士 名 簿

[記入注意]

全ての所属建築士についてこの書類に記載しきれない場合は、備考の「有」の□の中にレを付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

(ふりがな) 氏 名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあつては、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号
(備考)					
別紙 有 <input type="checkbox"/>				一級建築士	名
				二級建築士	名
無 <input type="checkbox"/>				木造建築士	名
				構造設計一級建築士	名
				設備設計一級建築士	名

添付書類（ロ）

略 歴 書 〔 登録申請者 管理建築士 〕

〔記入注意〕

1. 職歴の欄は、最近のものから順次記入してください。
2. 勤務先の欄は、自家営業の場合には自営と記入してください。

ふりがな 氏名		生年月日	年 月 日
建 築 士 の 資 格	一級建築士 <input type="checkbox"/> 木造建築士 <input type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> な し <input type="checkbox"/>	登録を受けた 都道府県名 (二級建築士または 木造建築士の場合)	
	登録 番号		
学 歴	年 月 日	学校名及び学科名	卒業・修了・中退の別
職 歴	期 間	勤 務 先	地 位 ・ 職 名
	年 月 ～ 年 月		

誓 約 書

登録申請者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）及び登録申請者が法人である場合における当該法人の役員を含む。）が下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

令和 年 月 日

登録申請者名

（法人の場合 法人の名称及び代表者の氏名）

長野県知事指定事務所登録機関

一般社団法人 長野県建築士事務所協会会長 殿

記

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者
- 5 建築士法第26条第1項又は第2項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消の原因となった事実があった日以前1年以内にその法人の役員であった者でその取消の日から起算して5年を経過しないもの）
- 6 建築士法第26条第2項の規定により建築士事務所の閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となった事実があった日以前1年以内にその法人の役員であった者でその閉鎖の期間が経過しないもの）
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（9において「暴力団員等」という。）
- 8 精神の機能の障害により建築士事務所の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 9 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 10 建築士事務所について建築士法第24条第1項及び第2項に規定する要件を欠く者
- 11 禁錮以上の刑に処せられた者（2に該当する者を除く。）
- 12 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者（3に該当する者を除く。）

[記入注意]

- 1 登録申請者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 2から9まで、11又は12のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消し、かつ、上欄にその事実をできるだけ詳細に記入してください。

建築士事務所装備状況一覧

《該当 □にレで記入する。》

	新規登録の場合	装備状況 申告者	登録更新の場合	装備状況 申告者	新規・更新の別を問わず、 原則として必要な装備	装備状況 申告者
1 事務所等	※(1) 公衆の見やすい場所に、建築士事務所標識を掲示するスペースが確保されていること。		※(1) 公衆の見やすい場所に、建築士事務所標識が掲示されていること。 (2) 来訪者の見易い場所に、建築士事務所登録通知書が掲示されていること。		(1) 床面積 10 平方メートル以上の専用事務所が確保されていること。	
2 器具等	(1) 通信機器 注 1		(1) 同左		(1) 写真機 注 4	
	(2) 事務机		(2) 同左		(2) 測量機器 注 5	
	(3) 製図機器及び付属機器 注 2		(3) 同左			
	(4) 書庫、書棚 注 3		(4) 同左			
3 書類等 注 6	(1) 建築基準法法令集（建築基準法、建築士法、都市計画法、消防法等これらの政令、省令並びに条例、規則等）		(1) 同左（条例及び細則は、原則として県下全特定行政庁のものを整備）		(1) 同左（収録版）	
	(2) 工事標準仕様書・同解説（建築・管・電気）		(2) 同左		(2) 構造計算基準・同解説	
	(3) 主要業務地の都市計画図		(3) 同左		(3) 建築設計資料関係図書	
	(4) 所属建築士名簿及び略歴書		(4) 同左		(4) 建築関係 J I S 要覧	
	(5) 業務報酬額表		(5) 同左		(5) 建築積算資料（物価・歩掛）	
	(6) 建築士法第 24 条の 6 に定める閲覧書類（第 7 号の 2 書式）		※(6) 同左 （事業年度ごと事業年度経過後 3 ヶ月以内に作成）		(6) 主要業務地の住宅地区	
	※(7) 設計賠償保険の契約書等（加入している場合）		※(7) 同左			
4 記録等 注 7	(1) 設計依頼台帳（用紙）		(1) 同左（記入保存）		(1) 工事写真	
	(2) 設計図書保存台帳（用紙）		(2) 同左（記入保存）及び ※原因（15 年保存）			
	(3) 契約書・委嘱状（用紙）		(3) 同左（記入保存）			
	(4) 業務基準及び約款（用紙）		(4) 同左			
	(5) 設計用地調査表（用紙）		(5) 同左（記入保存）			
	(6) 設計記録台帳（依頼内容・条件・打合せ・説明・確認事項）（用紙）		(6) 同左（記入保存）			
	(7) 工事監理（指導監督）報告書（用紙）（第 4 号の 2 の 2 書式）		※(7) 同左（控え保存） （15 年保存）			
	※(8) 建築士法第 24 条の 4 に定める帳簿（用紙） 注 8		※(8) 同左（記入保存） （15 年保存）			
	(9) 建築士法第 24 条の 7 に定める重要事項説明書（用紙）		※(9) 同左（控え保存）			
	(10) 建築士法第 24 条の 8 に定める書面（用紙）		※(10) 同左（控え保存）			
5 その他					(1) 職印	

注 1 通信機器とは、電話、ファックス、電子メール等をいう。

注 2 製図機器及び付属機器とは、製図台、CAD、プリンター及びプロッター等をいう。

注 3 書庫、書棚とは、設計図書、契約図書等の保管場所をいう。

注 4 写真機とは、カメラ、デジタルカメラ及びビデオ等をいう。

注 5 測量機器とは、トランシット、レベル、光波、平板及びスチールテープ等をいう。

注 6 書類等については、コンピューター等により随時閲覧できるソフトを含む。

注 7 新規登録の場合、各種帳票（用紙）については、コンピューター等により随時印刷できるソフトを含む。

注 8 (1)から(6)の書類のうち帳簿に必要事項を記載する場合はこれらの書類等を兼ねることができる。

※印は必須項目

令和 年 月 日現在、上記のとおり相違ありません。

登録申請者 住 所

氏 名

（法人の場合 法人の名称及び代表者の氏名）

建築士事務所装備状況写真

外 部



内 部



* 建築士法第24条の5による標識の位置がわかる写真を貼付して下さい。

* 新規登録の場合は、標識の掲示位置を写真に記載して下さい。

登録申請者 住 所

氏 名

(法人の場合 法人の名称及び代表者の氏名)